

○練馬区立図書館条例

平成 5 年 3 月 18 日

条例第 42 号

改正 平成 6 年 10 月 11 日 条例第 48 号

平成 8 年 6 月 26 日 条例第 42 号

平成 11 年 3 月 16 日 条例第 29 号

平成 14 年 3 月 19 日 条例第 50 号

平成 17 年 3 月 14 日 条例第 34 号

平成 18 年 3 月 20 日 条例第 41 号

平成 18 年 12 月 15 日 条例第 89 号

平成 19 年 3 月 12 日 条例第 36 号

平成 19 年 12 月 17 日 条例第 81 号

平成 20 年 6 月 23 日 条例第 30 号

平成 21 年 6 月 18 日 条例第 38 号

平成 23 年 6 月 29 日 条例第 29 号

平成 24 年 6 月 25 日 条例第 38 号

平成 25 年 6 月 28 日 条例第 51 号

平成 27 年 6 月 30 日 条例第 43 号

平成 28 年 6 月 20 日 条例第 49 号

令和元年 7 月 1 日 条例第 13 号

注 平成 17 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 練馬区に図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、練馬区立図書館（以下「館」という。）を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 館の名称および位置は、別表第 1 のとおりとする。

2 練馬区立南大泉図書館につぎのとおり分室を置く。

名称	位置
----	----

(平24条例38・一部改正)

(事業)

第3条 館は、法第3条の規定に基づき、おおむねつぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、新聞、雑誌、地域資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の館内および館外利用に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理、保存および廃棄に関すること。
- (3) 読書案内および読書相談に関すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会等の開催および奨励に関すること。
- (5) 郷土資料の収集、展示および保存に関すること。
- (6) 他の図書館、図書室その他関係機関との連絡および協力ならびに図書館資料の相互貸借に関すること。
- (7) 視聴覚室、会議室および展示コーナーの利用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

(平17条例34・平20条例30・一部改正)

(休館日等)

第4条 館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- 2 委員会は、図書館資料の整理および施設設備の点検を行うため、練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、館の館内整理日を設けることができる。この場合において、館は、開館しないものとする。

(開館時間等)

第5条 館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に定める休日については、午前9時から午後7時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、練馬区立貫井図書館および練馬区立春日町図書館

の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 委員会は、特に必要があると認めたときは、前2項に規定する開館時間を変更することができる。

4 視聴覚室、会議室または展示コーナーを設置する館にあっては、当該施設の利用時間は、規則で定める。

(平18条例41・平19条例81・平21条例38・平23条例29・一部改正)

(入館制限等)

第6条 委員会は、つぎの各号の一に該当するときは、入館を制限し、または退館させることができる。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) 館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が入館を不適當と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第7条 館を利用する者は、施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。図書館資料等を利用する者が当該図書館資料等を亡失し、著しく汚損し、または損傷した場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、館（練馬区立光が丘図書館および練馬区立練馬図書館を除く。以下同じ。）の管理を行わせるものとする。

(平20条例30・追加、平23条例29・平24条例38・平25条例51・平27条例43・平28条例49・令元条例13・一部改正)

(業務の範囲)

第9条 館の指定管理者は、つぎに掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務（同条第2号に規定する事業のうち、

図書館資料の収集および廃棄に関するものを除く。)

(2) 館の施設、付属設備および物品の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、館の管理に関し、委員会が必要と認める業務

(平20条例30・追加、平23条例29・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第10条 第8条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

(平20条例30・追加)

第11条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、つぎに掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 館の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 館の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

(3) 館の施設、付属設備および物品の適切な維持管理を行うことができるものであること。

(4) 館の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(5) 館の管理を安定して行うための物的能力および人的能力を有していること。

2 委員会は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(平20条例30・追加、平23条例29・一部改正)

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、つぎに掲げる基準により、館の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 法その他の関係法令およびこの条例の規定を遵守し、適切な施設運営を行うこと。

(2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 施設、付属設備および物品の維持管理を適切に行うこと。

(平20条例30・追加、平23条例29・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例30・旧第8条繰下)

付 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表中練馬区立南大泉図書館に係る部分については、規則で定める日から施行する。

(平成5年3月教規則第5号で、平成5年6月29日から施行)

付 則 (平成6年10月条例第48号)

この条例は、平成6年11月1日から施行する。ただし、練馬区立光が丘図書館の供用開始の日は、練馬区教育委員会が別に定める。

付 則 (平成8年6月条例第42号)

この条例は、平成8年8月28日から施行する。

付 則 (平成11年3月条例第29号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月条例第50号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月条例第34号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月条例第41号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年12月条例第89号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月条例第36号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年12月条例第81号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年6月条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1および別表第2の改正規定は、練馬区教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成21年3月教規則第9号で、平成21年5月1日から施行)

付 則（平成21年 6 月条例第38号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成21年 7 月教規則第21号で、平成22年 3 月28日から施行）

付 則（平成23年 6 月条例第29号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 6 月条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条に 1 項を加える改正規定は、練馬区教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成25年 3 月教規則第 7 号で、平成25年 4 月23日から施行）

付 則（平成25年 6 月条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年 6 月条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の練馬区立図書館条例第 8 条の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

付 則（平成28年 6 月条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の練馬区立図書館条例第 8 条の規定は、平成29年 4 月 1 日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

付 則（令和元年 7 月条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の練馬区立図書館条例第8条の規定は、令和2年4月1日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

(平20条例30・一部改正)

名称	位置
練馬区立光が丘図書館	東京都練馬区光が丘四丁目1番5号
練馬区立練馬図書館	東京都練馬区豊玉北六丁目8番1号
練馬区立石神井図書館	東京都練馬区石神井台一丁目16番31号
練馬区立平和台図書館	東京都練馬区平和台一丁目36番17号
練馬区立大泉図書館	東京都練馬区大泉学園町二丁目21番17号
練馬区立関町図書館	東京都練馬区関町南三丁目11番2号
練馬区立貫井図書館	東京都練馬区貫井一丁目36番16号
練馬区立稲荷山図書館	東京都練馬区大泉町一丁目3番18号
練馬区立小竹図書館	東京都練馬区小竹町二丁目43番1号
練馬区立南大泉図書館	東京都練馬区南大泉一丁目44番7号
練馬区立春日町図書館	東京都練馬区春日町五丁目31番2—201号
練馬区立南田中図書館	東京都練馬区南田中五丁目15番22号

別表第2 (第4条関係)

(平19条例81・全改、平20条例30・一部改正)

名称	休館日
練馬区立平和台図書館	1 毎月第1月曜日を除く月曜日。ただし、その日が祝日法第3条に定める休日(1月1日を除く。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に定める休日でない日とする。 2 1月1日から同月4日までおよび12月29日から同月31日まで
練馬区立関町図書館	
練馬区立稲荷山図書館	
練馬区立南大泉図書館	

練馬区立光が丘図書館	1 毎月第2月曜日を除く月曜日。ただし、その日が祝日法第3条に定める休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に定める休日でない日とする。 2 1月1日から同月4日までおよび12月29日から同月31日まで
練馬区立練馬図書館	
練馬区立石神井図書館	
練馬区立小竹図書館	
練馬区立大泉図書館	1 毎月第3月曜日を除く月曜日。ただし、その日が祝日法第3条に定める休日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に定める休日でない日とする。 2 1月1日から同月4日までおよび12月29日から同月31日まで
練馬区立貫井図書館	
練馬区立春日町図書館	
練馬区立南田中図書館	